慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「満州国」協和会研究の成果と課題
Sub Title	A review of research on Concordia Association of "Manchukuo" : some results and issues
Author	Dornetti, Filippo
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2013
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics=Mita journal of economics). Vol.105, No.4 (2013. 1) ,p.693(171)- 717(195)
JaLC DOI	10.14991/001.20130101-0171
Abstract	満州国協和会は,「民族協和」の実現を掲げた「満州国」の最大の政治団体だった。政治的動員と原始的な社会福祉活動を通じて「満州国」統治において重要な役割を果たした。近年,植民地従属者の主体性に関する議論の展開の中,協和会は改めて注目の対象になっている。本稿では,1970年代～1990年代末における主な論文に限定し,協和会に関する歴史研究の動向を検討する。 The Manchukuo Concordia Association was the largest political group in "Manchukuo" to raise the realization of "ethnic concord" (or "Minzoku Kyowa"). Through political mobilization and primitive social welfare activities, it played an important role in the Manchukuo rule. Lately, within the discussion on the autonomy of colonial subordination development, the Concordia Association once again became a subject of attention. Focusing mainly on essays from the 1970s to late-1990s, this study examines the trends in historical research related to the Concordia Association.
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20130101-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「満州国」協和会研究の成果と課題

A Review of Research on Concordia Association of "Manchukuo": Some Results and Issues

ドルネッティ・フィリッポ(Filippo Dornetti)

満州国協和会は，「民族協和」の実現を掲げた「満州国」の最大の政治団体だった。政治的動員と原始的な社会福祉活動を通じて「満州国」統治において重要な役割を果たした。近年，植民地従属者の主体性に関する議論の展開の中，協和会は改めて注目の対象になっている。本稿では，1970 年代～1990 年代末における主な論文に限定し，協和会に関する歴史研究の動向を検討する。

Abstract

The Manchukuo Concordia Association was the largest political group in “Manchukuo” to raise the realization of “ethnic concord” (or “Minzoku Kyowa”). Through political mobilization and primitive social welfare activities, it played an important role in the Manchukuo rule. Lately, within the discussion on the autonomy of colonial subordination development, the Concordia Association once again became a subject of attention. Focusing mainly on essays from the 1970s to late-1990s, this study examines the trends in historical research related to the Concordia Association.

「三田学会雑誌」105 巻 4 号（2013 年 1 月）

「満州国」協和会研究の成果と課題

ドルネッティ・フィリッポ

（初稿受付 2012 年 7 月 19 日，
査読を経て掲載決定 2012 年 11 月 30 日）

要　　旨

満州国協和会は，「民族協和」の実現を掲げた「満州国」の最大の政治団体だった。政治的動員と原始的な社会福祉活動を通じて「満州国」統治において重要な役割を果たした。近年，植民地従属者の主体性に関する議論の展開の中，協和会は改めて注目の対象になっている。本稿では，1970 年代〜1990 年代末における主な論文に限定し，協和会に関する歴史研究の動向を検討する。

キーワード

満州国，中国東北部，日本植民地，植民地支配，民族協和

はじめに

本稿では，戦後日本の「満州国」協和会研究の動向を紹介し，協和会をめぐる主な論文の成果を検討したうえで協和会研究の今日的課題を提示したい。

近年，植民地研究では，植民地統治の暴力性の浄化という機能を果たした植民地政府に対する被統治者の合意形成を狙った支配のあり方が重要な論点になっている。植民地期朝鮮史の場合，この問題は，三・一運動を前提とした「文化政治」期における植民地支配のあり方の展開を中心にして，「植民地近代性」をめぐる議論に見出すことができる。ミシェル・フーコーの規律権力理論[(1)]，フランクフルト学派の近代批判論の影響のもとで[(2)]，制度史，社会福祉事業史，教育史，文化史の視野を入れ，「近代」の経験[(3)]，「近代主体」の形成[(4)]に焦点を当て，植民地社会における規律訓練的な装置を検討する論文が蓄積されてきた。さらに，ユルゲン・ハーバーマスの「市民公共圏」論に基づき[(5)]，植

（1）　ミシェル・フーコー（田村俶訳）『狂気の歴史 』（新潮社，1975 年）。
（2）　マックス・ホルクハイマー，テオドール・アドルノ（徳永恂訳）『啓蒙の弁証法——哲学的断想』（岩波書店，2007 年）。
（3）　松本武祝『朝鮮農村の〈植民地近代〉経験』（社会評論社，2005 年）。
（4）　Gi-Wook Shin and Michael Robinson, eds., *Colonial modernity in Korea*, (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999).

民地政府に対する被統治者の合意形成を目的とした「植民地公共領域」に関する議論が活性化した。自治体，地方審議機関を支配と抵抗が交差する場として見出した尹海東の研究[6]，地方社会リーダーの意識構造に焦点を当て，植民地政府と地方エリートの間のバーゲニングを考察した松本武祝，並木真人などの研究は[7]それに当たる。他方，池秀傑，趙景達は，被統治者の合意という概念が知識人，官僚に限定しては妥当するものの，「植民地公共性」から排除された女性，下層民衆などの事例を取り上げ，民衆に対する「公共性」の牽引力は限界があったと民衆史，運動史の視点から「植民地公共性」論を批判した[8]。

「満州」支配研究の場合も，植民地支配による近代主体の形成をめぐって，「満州国」の社会事業[9]，衛生，医療[10]，教育[11]の制度と組織に関する資料の復刻と研究が進められてきた。一方，協力と抵抗の間にある「グレー・ゾーン」に位置している政治運動をめぐる研究もいくつか挙げられる。運動史の視点では，近年，反植民地運動に属しない在満朝鮮人連合会に関する論文が刊行された[12]。在満朝鮮人連合会をめぐる研究は，植民地「満州」においては民族を基盤にして，民族解放運動に属していない被統治者の政治勢力の存在を明らかにした。

では，朝鮮における植民地支配の経験の後に現れて，しかも「民族協和」という民衆の支持を掲げた「満州国」に関しても，反植民地運動に組み込められない政治勢力，運動，団体のあり方，「満州国」政府と被統治者の政治勢力の間にも，合意形成のための「不平等かつ不均等でありながらも，多様な交渉の回路[13]」の追求は重要だろう。

以上のような視点での研究を進めるうえで，「満州国」の最大の政治団体である協和会の再検討がまず不可欠な研究課題となる。協和会こそは，「満州国」の民衆支配の媒介的組織としてきわめて重要な役割を果たしたからである。協和会をめぐる個別論文は少なくないものの，協和会の中間機関，組織末端をめぐる機関雑誌『協和運動』の多数の記事，実態調査報告書などは，まだ分析の対象に

---

(5)　ユルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄訳）『公共性の構造転換』（未來社，1973 年）。

(6)　尹海東（河かおる訳）「植民地近代と大衆社会の登場」宮崎博史ほか編『植民地近代の視座：朝鮮と日本 』（岩波書店，2004 年）。

(7)　松本武祝「特集にあたって」『朝鮮史研究会論文集』37 号（1999 年）43–47 頁，並木真人「『植民地公共性』と朝鮮社会」朴忠錫ほか編『「文明」「開化」「平和」——日本と韓国』（慶應義塾大学出版会，2006 年）221–246 頁。

(8)　池秀傑（宮崎博史訳）「日帝時期の在朝鮮（邑単位）——日本人社会と朝鮮の“地方自治”」宮崎博史ほか編『近代交流史と相互認識』II，慶應義塾大学出版会，2005 年，趙景達「第一章　植民地近代性論批判」同『植民地期朝鮮の知識人と民衆』（有志舎，2008 年） 9–32 頁。

(9)　遠藤興一『15 年戦争と社会福祉——その両義性の世界をたどる』（学文社，2012 年）。

(10)　沈潔『「満洲国」社会事業史』（ミネルヴァ書房，1996 年）。

(11)　槻木瑞生編「満州帝国学事要覧」（龍溪書舎，2011 年）。

(12)　例えば，申奎燮「初期「満州国」における朝鮮人統合策——朝鮮人連合会を中心に」『日本植民地研究』第 9 号（1997 年 7 月）。

(13)　並木真人，同上，221 頁。

なっていない。これらの資料からは協和会の組織的な実態のみならず，「満州国」支配と被統治者との関係を鮮やかに浮き彫りにすることができる。そこで，本稿では，1960 年代末から 1990 年代末に刊行された主な日本語の論文に限定し[14]，協和会に関する歴史研究がどのように蓄積されてきたかをややくわしく検討したうえで，協和会研究の今後の課題を明らかにする。その際，先行研究が協和会に入会した被統治者をどのように位置づけたかを概説したうえで，協和会研究の今後の課題を整理したい。

1. 1970 年代の協和会研究——協和会の定義をめざして

満州青年連盟と協和会に関する実証研究が発表されるようになったのは，1970 年代初頭であった。この時期の研究の背景としては，第二次世界大戦への歴史学者の反省から，日本の民衆がなぜ戦争体制への支持に向かったのか，という問題意識に基づいて内外のファシズム史研究に参入していったことが挙げられる。一方では，戦争後 20 年を経たことで，太平洋戦争への郷愁や，植民地支配の肯定的な回顧が盛んになった。その意味では，一般民衆と歴史学・社会科学者の歴史認識の乖離が生じつつあった時代であった。

「満州」史研究の場合，60 年代には，「満州」の植民地経営に直接的に参加した関係者を中心に，回想録をはじめ満州関係の著作が数多く刊行された。代表的な著作には満洲国史編纂刊行会編『満州開発四十年史』（1964，65 年），満州回願刊行会編『ああ満州——国づくり産業開発者の手記』（1965 年）が挙げられる。これらの著作には，著者の経験に基づいた主観的な記述を通じて，「満州国」経営を美化する傾向があった。もしくは，満州事変，「満州国」の成立過程の中，軍部に属していなかった在満日本人を美化する傾向があった。『満州国史　総論・各論』を詳細に検討してみよう。『満州国史』の刊行会会長・平島敏夫[15]による刊行の言葉は以下の通りである。「……特に，五族の先達となった日本の青年が，満州事変の硝煙去らぬときより東奔西走，張政権秕政下の財政幣制の建直しを図

（14） 近年，協和会に関する関心は欧米における日本史，中国史，東アジア史の歴史学会にも及んだ。例えば，Gavan McCormak, “Manchukuo: Constructing the Past”, *East Asian History*, 2, (December 1991), 105–124; Louise Young, *Japan’s total empire: Manchuria and the culture of wartime imperialism*, (Berkeley, Calif., University of California Press, 1998); Duara Prasenjit, *Sovereignty and authenticity: Manchukuo and the East Asian modern*, (Lanham, Md, Rowman & Littlefield Publishers, 2003); Laura Stoler, Carole Mcgranahan and Peter C. Perdue, *Imperial Formations*, (Santa Fe, N.M., School for Advanced Research Press, 2007).

（15） 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史　総論・各論』（満蒙同胞援護会，1970–1971 年）。平島敏夫（1891–1982）宮崎出身，東京帝大英法科卒（1918 年），1932 年参院議員に初当選（1935 年まで）。その後満鉄副総裁。1956 年宮崎地方区より参院議員に連続 3 回当選（自民党）。大東文化大学二代学長（1958–62 年）。片倉衷，小林鉄太郎，原武とともに，1934 年 4 月 10 日に開設された満州国協和会東京支局の支局委員の一人。1936 年 2 月に満州国協和会中央事務局次長に就任。

り，あるいは単身僻地に乗り込んで民生の安定，治安の確立に精進し，あるいはまた未開の深山にいどんで，資源の踏査開発に献身して抗日ゲリラや悪疫のため倒れた殉国の土は，決して少なくはないのであります」[16]。「満州国」建国直後に公布された「人権保障法」は，戦時もしくは非常事態を除く平時における人民の自由及び権利を保障し義務を定める法律であった。「人権保障法」に関しては，同書が「もともと支那本国数千年の歴史にかんがみても，生命，財産，自由を十分保障した時代はなく，人民の生殺与奪の権が永く為政者の手にあったことを考えて，本法の公布はまさに画期的なものである」[17]（4 頁）という評価を下した。以上の二つの例をもって，戦後における「満州」居住者が著作した書物を代表する『満州国史』が「満州国」運営を美化したことは十分に確認できるだろう。

『満州国史』は協和会の歴史をいかに記述し，どのように評価していたのであろうか。『満州国史』は協和会運動の歴史的展開を，協和会のオリジナルな資料と関係者の回想録に基づき，詳細に取り扱った。同書は協和会の展開を，「創建時代」（1931 年 9 月～1932 年 8 月，「満州事変」から協和会の設立を経て，「武藤レジーム」の展開にかけて），「刷新整備時代」（1932 年 8 月～1934 年 3 月，「武藤レジーム」下における協和会の改組の時期），「思想・強化・政治的挙国体制拡充時代」（1934 年 3 月～1940 年 7 月，運動の大衆化へ転換期），「戦時体制」（1940 年～1945 年，「政府」と協和会との二位一体制の成立以降期）という四つの時期に区分して記述した。『満州国史』は，協和会の組織的な変容を扱う際，「満州国」支配機構における同組織の位置づけを明確にしていなかった。さらに，協和会の活動を無批判的に紹介する傾向があった。例えば，「満州国」建国直後に協和会が教育，衛生，社会的な救済などの多様な事業を行ったことについては，『満州国史』はそれらの事業を「啓蒙工作」[18]として定義したのである。そして，協和会が指導した「農事合作社運動」に関する記述は，以下の通りである。「農事合作社運動への協力――民智を啓発し，農民の互助，農村経済の振興を指導する目的で一九三三年以降農事合作社設立の気運を盛り上げ，社員組織として農民に対し特別貸付をなし，また預金の取扱いをなした」[19]。以上で引用した一文より，『満州国史』の著者は，おそらく協和会が作成した資料の内容をそのまま転記し，その事実に関する分析を行わずに協和会の事業を取り扱っていたことがわかる。

さらに，『満州国史』に掲載された「協和会史」では，協和会設立のきっかけとして以下のように述べられている。「新国家に期待するものは，日，鮮，漢，蒙各民族によって種々雑多であった。在留日本人の間にはなお従前の権益主義の傾向があり，宗社党の流れをくむ満蒙系には清朝の復辟を計らんとするものがある，また満，漢系の一部には，親日政権によって自己の政治勢力のみを扶植せんとする者があり，あるいは蒙古系のごとく，その民族的独立を企図するものがあるなど，各民

（16） 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史　総論』，ii 頁。
（17） 同上，4 頁。
（18） 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史　各論』，94 頁。
（19） 同上，91 頁。

族，各社会，各階層によってその意とするところを異にしていた。これらを総合調整して新建国精神に帰一することは容易のことではなく，なかなかの難事であった。[…] 満州国としては治安の維持とともに，思想戦に備えるべき確固たる国民思想の統一と宣伝宣撫工作は，当面の急務とするところであった[20]」。ようするに，『満州国史』は協和会の設立要因として，「満州国」の安定化を脅かす多様な「満州」住民の間の対立を挙げた。そこで，協和会の活動には「満州国」の社会的な結束を獲得するという目的があったとされた。

1960 年代〜70 年代初頭に出版された回想録はもう一つの歴史的な問題を取り上げた。それは，「満州国」の設立過程における，軍部と軍部に属していなかった在満日本人の位置づけである。協和会の設立に参加した山口重次が『消えた帝国満州』という書物で以上の問題を取り扱った。『消えた帝国満州』は，居留民の政治団体たる満州青年連盟の行動を中心にいわゆる「武藤レジーム」下で行われた協和会の人事異動を考察した。「武藤レジーム」とは，1932 年 8 月 6 日に武藤信義が関東軍司令官に就任したと同時に，本庄軍司令官以下板垣征四郎，石原莞爾，片倉衷参謀ら，満州事変から「満州国」建国にかけて活躍した参謀連の交替から，協和会否定論者であった小磯国昭中将の着任までを表す。小磯中将のもとで，当時の山口重次，小澤開作などの「満州」居住者が人事異動の対象となった。「武藤レジーム」に関しては，山口が以下のように評価した。「本庄時代の指導方針は満州国の独立育成にあった。ところが武藤軍司令部，とくに小磯参謀長の方針は，資本主義に基づいて，満州国を日本の属国化し，植民地化することにあった[21]」。この短文が山口による「満州国」と満州青年連盟に対する山口の認識をはっきりと伝えている。武藤レジームの転換以前は，満州青年連盟が積極的に参加していた計画段階において「満州国」は，日本帝国から独立した理想国とみなされていた。

「満州国」を美化する傾向があったこれらの回想録を踏まえ，1960 年代末・70 年代初頭における日本歴史学界は，植民地支配に関する科学的・批判的な歴史研究の登場を望んだ。「満州」研究をめぐっては，資料発掘と実証的研究の登場が 60 年代後半以降に研究を本格化させることになったが，鈴木隆史が指摘したように，朝鮮と台湾の植民地研究と比較すれば「満州」支配の研究はまだ著しく遅れていた[22]。「満州」支配を検討する際，鈴木は，協和会に関する学問的な分析の重要性を強調した。特に，協和会の思想的組織的な実体，そして「満州事変」から太平洋戦争敗戦にかけて日本本土で展開したファシズム運動とその体制化のプロセスの中で，協和会がいかなる位置づけを占めたかという点が重視された。

以上を踏まえて，70 年代前半における満州青年連盟，協和会をめぐる研究を検討しておこう。この時期の協和会に関する議論は，協和会の設立に直接関わっていた居留民の政治団体たる満州青年

(20) 同上，76–77 頁。
(21) 山口重次『消えた帝国満州』（毎日新聞社，1967 年）238 頁。
(22) 鈴木隆史「『満州』研究の現状と課題」『アジア経済』12 巻 4 号（1971 年 4 月）49 頁。

連盟（1928–32 年）に着目していた。1970 年の『国際政治』には，「満州国」の国づくりの理念であった「民族協和」の形成母体であり，「満州国」の官僚が大勢動員されていた，満州青年連盟に関する二つの論文が発表されている。政治史学者である平野健一郎[23]は，政治思想史のアプローチを通じて，満州青年連盟内における「民族協和」の形成過程に焦点を当てた。この研究で問題とされたのは，在満日本人が「満州問題」をどのように意識し，「満州国」の建国過程と性格形成にどのような影響を与えたかということである。 平野は満州青年連盟の議会記録書を基本的な資料として使用した。

在満日本人の動向を踏まえたうえで，民族協和が体系的な思想ではなく，そして満州青年連盟員が行っていた民族協和をめぐる議論の展開にもかかわらず，その根本的な動機が満蒙特殊権益の保護にあったことを明らかにした点が，平野論文における最大の成果である。

また同雑誌に投稿された松沢哲成の論文[24]は，異なる視点を用いて満州青年連盟を取り扱った。「満州事変」と「満州国」の議論を超えて，満州青年連盟を日本ファシズム運動の流れの中における大衆運動の実践的展開の開始として位置づけ，その歴史的な意味をより大きく評価した。以上の位置づけを実証的に検討する際，松沢は満州青年連盟結成の歴史的な背景を踏まえた社会史的分析を通じて，連盟の組織的な特徴（社会規範）とその思想を明らかにした。満州青年連盟は，大正末期に満鉄社員の中で進行していった満鉄の政党化に対抗した運動の一環として形成された。満鉄政党化反対運動の中，エリート社員層の会員，同志的排外的な組織，過激的思想が特徴であった大雄峯会とは異なる満州青年連盟は，満鉄社員のホワイトカラー層，商工業会社員，銀行員を中心にした「中間層」の連盟員が 3000 人も参加した大衆運動であった。

以上のように，学問的な協和会史研究の出発点でもあった平野と松沢の両論文は，協和会の成立に中心的な役割を果たした在満日本人居留民の政治的団体を考察した。「民族協和」思想の形成過程を検討した平野と，同思想を作成した満州青年連盟の連盟員の政治文化を検討した松沢は，戦後の回想録が美化した「民族協和」の理念の実像と，植民地支配に対する在満日本人の役割を明らかにした。

一方で，協和会組織に関する分析は，鈴木隆史「満州国協和会史試論（一）」と「満州国協和会史試論（二）」から始まった[25]。鈴木は，戦前の「満州」支配についていくつかの個別研究を通じて，その実態を明らかにし，「最近目立って数多く刊行される満州国関係の回想録や著作にみられるように，満州国を日本の帝国主義的植民地支配の帰結として捉えるのではなく，そこに何らかの積極的な意

（23） 平野健一郎「満州事変における在満日本人の動向——満州国性格形成の一要因」『国際政治』43 号（1971 年）51–76 頁。

（24） 松沢哲成「満州事変と『民族協和』運動」『国際政治』43 号（1971 年）77–99 頁。

（25） 鈴木隆史「満州国協和会史試論（一）」『季刊現代史』春季号（1973 年 5 月）28–51 頁，「満州国協和会史試論（二）」，『季刊現代史』冬季号（1974 年 12 月）102–133 頁。

義を見出そうとする論調も，主に旧満州関係者を中心として，けっして少なくない[26]」とした。さらに，協和会史研究が少なく，そして協和会の全期間にわたる組織の実態や運動の具体的内容については不明なところが多いと述べた。そこで，課題として，協和会の全期間にわたる歴史過程を追跡し，「満州国支配の歴史的評価をめぐって，その重要なカギとなっている協和会の歴史的性格[27]」を解明することを挙げた。

鈴木が利用した主な資料は，片倉衷『満州事変機密政略日誌』，山口重次による戦後の出版物，笠木良明『満州国独立の精神』などの協和会の組織的なリーダーの回想録，同組織をめぐる雑誌『満州評論』の記事（主に橘樸を中心に），満洲国史編纂刊行会編『満州国史　総論・各論』（1970，71 年），そして軍政部軍事調査部『満州共産匪の研究』をはじめとした関東軍の資料である。

鈴木は，満州青年連盟，地方自治体，共和党を含む協和会の「前史」と同会の歴史的展開を三つの時期に区分した。すなわち，第一期（1932 年 7 月の協和会の結成から 1936 年 7 月の改組が行われた時期にかけて），第二期（1936 年から第四次改組が行われた 1941 年まで），第三期（1941 年から敗戦まで）がそれである。

鈴木によれば，協和会は「満州国」設立直後に，「同志的政治団体としての性格を保持し，［…］関東軍の治安政策と地方行政を補完する役割を担った」が，第一期における同組織の官僚化の過程によって，第二期には「国民組織」へと再編され，そして第三期に，行政権力機構と協和会との二位一体制の確立を通じて，「協和会は満州国における戦時ファシズム支配の組織的基盤」となった[28]。

鈴木論文は戦後における協和会研究で初めて協和会の組織的な変容を包括的に検討した。さらに，鈴木は，協和会の組織的展開を日本帝国主義の植民地支配の論理の中に位置づけることによって，60 年代に注目された協和会史の偏見的な記述の克服に貢献したと言えよう。

この特徴が特に明白であったのは，「満州国」建国直後における協和会と関東軍との関係に関する考察であった。協和会の活動を主観的に記述した回想録と異なり，鈴木論文は協和会が「満州」における「民族的独立」の解消をねらったものではなかったこと，そして関東軍による「満州」への軍事的な進展と同組織との関連を解明した。また，民間協力者の影響力があった協和会以前の満州青年連盟時代にも，その宣撫事業が抗日運動との戦いに巻き込まれたことも明らかにした。つまり，満州青年連盟時代の活動ですら「満州」への関東軍の侵入との強い関連を有したのである。そこで，「民族協和」理念の形成過程に着眼した 70 年代初頭の満州青年連盟研究と異なり，満州青年連盟の活動と関東軍による「満州」への軍事的な進展との関連を考察した鈴木論文は，民族間共栄を掲げた「民族協和」の理念の実像と，居留民の政治団体が結成期から軍部に従属していたことを実証した。ただし，協和会と軍部との関係は安定的であったわけではない。鈴木論文は「満州国」支配機

（26） 鈴木隆史「満州国協和会史試論（一）」『季刊現代史』春季号（1973 年 5 月）29 頁。
（27） 同上，29 頁。
（28） 鈴木隆史「満州国協和会史試論（二）」『季刊現代史』冬季号（1974 年 12 月）132 頁。

構の中に協和会を位置づけるという課題を扱ったことによって，特に協和会と「満州国」の行政機関との間で活動領域が重複していたことを，初めて提示した。この点は，80 年代の協和会研究で改めて議論の対象になったのである。

鈴木論文が出版された 1974 年に，平野健一郎も「満州国」期における協和会に関するモノグラフを著した。[29] 満州青年連盟・協和会に関する出版物は二つのグループに分けられる。第一のグループの議論は，橘撲をはじめとした協和会の「理想家」が抱いた主観的意図に限られたものであり，協和会関係者の行動を美化する傾向があった。鈴木隆史に代表される第二のグループは，第一のグループの研究に対して，「満州国の最終的な結果にのみ対向させるという，やや性急な傾向」を持ち，「動態的な考察が不十分」と批判した。そして，「満州人民の統合組織化」を「如何なる形態と過程」を通じて要請されたかを検討する必要があると平野は指摘した。そこで，「主観」と「客観」，「動機」と「結果」との間の対立を超えて，「協和会の結成と変貌を，当時の客観的条件と当事者たちによるその主観的把握の相互関係において」検討する必要があるとした。

平野論文の課題は，第一に平野が「分節社会」として定義する「満州」社会の特徴と植民地支配の展開によって「満州」社会の中で発生する諸矛盾の検討，第二に「満州国」官僚によるそれらの矛盾の把握とそれに対処するために，協和会へ要請された機能の解明という点にあった。

「満州国」の設立以降には，日本帝国主義による「満州」支配が関東州と南満州鉄道沿線各地の「点と線」の支配から中国東北部全地域を対象とした「面」の支配へ展開した。この新しい段階に，満州支配が植民地支配に広く見られる諸矛盾に直面するようになったと平野は指摘した。すなわち，第一に植民者と被植民者の間に発生する対立，第二に植民者たる日本人在住者の絶対少数と被植民地者たる漢人の絶対多数という特殊な人口構成，第三に在満日本人と被植民者の大多数がそれぞれ都市と農村に集中していたことである。「満州国」期における「客観的な条件」でもあった上述の根本的な矛盾の背景には在満日本人と被支配民族との緊張関係があり，それを緩和する役割を果たしたのが協和会であった。そこで，平野論文は，国家建設期と国家動員期という二期に区分し，協和会の活動を検討した。

さて，「満州国」の建国期，すなわち日本帝国主義による「満州」支配が「点と線」から「面」へと展開した時期に，「満州」支配はいかなる課題に対処しなければならなかったのだろうか。当時の最大の課題は，中国人協力者の中の協和派と帝制派との間の対立，建国のため動員された土着新勢力と既存勢力との間の対立，在満日本人の間における官僚と非官僚との間の対立から生じた。そこで，建国期に協和会はそれらのさまざまな対立を政治的に安定化させる役目を果たしたというのが平野の主張である。協和会は「民族協和」の原理を農村社会の地方有力者・土着地主層と都市地区の在

---

(29) 平野健一郎「満州国協和会の政治的展開——複数民族国家における政治的安定と国家動員」『「近衛新体制」の研究』（岩波書店，1973 年）231–283 頁。

満日本人を動員して宣撫し，分裂と不安定を覆い隠し，表面的に調和させようとしたのであった。

「満州国」後期には，日中戦争の勃発を背景に「満州国」は国家総動員法の決定を通じて，住民の総合的な人的物的動員を図った。この時期には，「満州」では全面動員による社会変容の中で，さまざまな社会的矛盾が肥大化してきた。それは，都市部における労働の義務的動員による労働者の混乱，農村における農作物の流通統制化がもたらした伝統的な社会経済秩序の危機であった。そこで，協和会は隣保組織，義勇奉公隊，青少年団体の結成を通じて，労働動員を指導し，他方，分会制度の強化によって，農村部の既成秩序を維持・強化する役目を果たした。以上のように，平野論文は協和会が果たした政治的社会的な機能を動態的に解明した。

平野論文は，「満州国」の植民地支配を前期と後期という二つの時期に区分し，それぞれの時期における植民地政策が「満州」社会に異なる矛盾を呈したと捉える。それにもかかわらず，平野によると，「満州国」全期にわたり協和会に要請された唯一の機能が「満州」社会の政治的な安定化にほかならなかったという。したがって，さまざまな組織的形態の変容を経たにもかかわらず，協和会の本質は政治政党であった点では連続的であると指摘した。この点において平野論文による協和会の評価は，鈴木論文とは異なる。鈴木論文では，協和会が経た一連の改組の資料に基づき，協和会の組織的な形態の変遷を影響力の小さな組織から，大衆的な組織，さらに「国民動員」的な組織へ段階的な変化を重視した。協和会の政治的な機能について考察した平野論文は，「満州国」支配という全期にわたる同組織の連続性を指摘したのであった。

協和会に要請された役割は，民族的地域的な分裂を保ちながら，分裂が表面化せずに，統一国家を装うことにあった。すなわち，協和会は，地主層に収束した組織化と不平等な紛争管理を通じて，「満州」社会における既成の分節社会の単位を維持することと外見上の統一という作為を通じて，政治的な安定化を確保しようとしていた。これによって，協和会は満州社会の伝統的な勢力に，「満州国」の正当性を認めさせようとしていた。

本章の最後の論文としては，1928–1932 年の時期を対象に，満州青年連盟と協和党の活動について考察した岡部論文を紹介したい[(30)]。松沢論文と同様に，岡部論文は在満日本人の運動を植民地ファシズム運動として捉える。さらに，植民地ファシズムを日本のファッショ化の起源と見なす。岡部論文の方法論的特徴は，第一に，「上・下からのファシズム」という日本ファシズム運動研究に関する分析概念を積極的に利用すること，第二に，日本本土のファシズムと比較して植民地ファシズムに関して論じることにある。同論文は，「はじめに」で植民地ファシズムの動向に関する仮説を立てた。この論文の方法論的な特徴を含めて，それらの論点を検討しておこう。

以上の仮説を論証するため，岡部は第一に植民地ファシズム運動の担い手とその協力者の実態，植民地ファシズムの主張と宣伝の社会的意味，第二に「満州事変」に対する在満日本人の参画のあ

---

(30) 岡部牧夫「植民地ファシズム運動の成立と展開」『歴史学研究』第 406 号（1974 年 3 月）1–16 頁。

り方，そして「下からのファシズム」の展開を検討した。岡部論文では，先行研究がすでに利用した満州青年連盟の会議録以外に，同連盟が作成したさまざまな宣伝書，パンフレットが資料として利用された。

これらの資料の検討に基づき，岡部は，「満州事変」以前における満州青年連盟の組織的な特色を明らかにした。そして，先行研究が注目した同連盟の議論における「民族協和」理念の意味を相対化した。例えば，満州青年連盟に関する 1971 年の平野論文は，連盟員の間では「日華和合」，すなわち日中提携に関する議論がもっとも重要な課題であったと指摘した。それに対して，連盟議会記録の再検討を踏まえた岡部論文では，第一回議会からすでに日本人の「満州」進出，在満日本人の経済的政治的安定，「満州」における日本帝国の権益の確保などが盛んに主張されており，「満州」における植民地支配の安定とその展開に関する議論が目立っていたと指摘した。

以上の構想と関連して岡部は，「満州事変」以前の満州青年連盟は日本における世論工作に全力を挙げ，関東軍の軍事・政略活動に積極的に協力していたと指摘した。また，連盟の関係者の中で，中国民族主義の高揚に敏感である在満日本人経営者は，連盟の動向をもっとも左右していた民間の社会集団であった。

岡部論文によると，「満州事変」直後の協和党の成立は，植民地ファシズム運動が企図する大衆的ファッショ団体を大衆化する実験の場であった。大衆化を達成するため，宣伝工作は大きな意味を持っていた。宣伝工作の中心的な理念は先行研究がすでに主張していたように，「民族協和」であった。しかし，植民地ファシズムが計画した，宣撫工作を通じて被支配者の組織化をこころみることには失敗したのである。岡部論文によると，組織化工作の失敗は，第一に被支配者の自発的な参加を計画した協和党の理論的な問題と，第二に関東軍への依存性にあり，思想的にも経済的にも独自の基盤がなかったことにある。このような協和党が協和会に再編された 1932 年には，下からのファシズムは官僚が指導する上からのファシズムに吸収され，「満州国」ではファシズム体制が成立したというのが，岡部の評価である。

1970 年代初頭に始まった協和会研究はこれまでに指摘されてきたように政治思想史，運動史を中心に大きく展開した。協和会の歴史的な分析が徹底的な資料収集に基づいて行われ，モノグラフなどの長い論文が発表された。戦後から日本では，「満州」における体験についての回想録が多数発表された。これらの出版物は主観的な記述により，協和会を含めて日本帝国による「満州」の侵略を美化する傾向があった。そこでは，戦後における協和会関係者が，「民族協和」理念をたたえたり，関係者の善意を高く評価したり，協和会の実践を正当化していた。協和会研究の出発点は以上の背景の中にあった。この時期に回想録と関係者へのインタビューは資料として幅広く利用されていたのである。

1970 年代初頭における協和会研究の論点は四つである。第一点は「民族協和」の理念に対する評価である。「民族協和」は 20 年代後半における日中関係の悪化を背景にして作成された非体系的な

イデオロギーだったとすべての研究者が否定的な評価を下した。

第二点は，当時の研究者は協和会の組織的な形態と果たした機能を分析して，協和会を定義しようとしていた。平野健一郎は機能的な分析から判断して協和会を，一党制の発展途上国の政党と類似したものとした。これに対して，鈴木隆史はその組織的な形態からは国民団体から大政翼賛会へという展開を経た組織として把握した。

第三点は，「満州」支配における協和会の位置づけであった。この点では「満州国」のファシズム体制の設立に関する議論に注目していた。岡部論文と鈴木論文は，「満州国」建国以降における「満州」支配の展開でのファシズム体制の形成が終着点であったと捉える。しかし，それぞれの研究はファシズムの理解がやや異なるため，ファシズム体制の形成時期，そしてその形成過程における協和会の位置づけに関しては，相違点が見られる。

鈴木論文は協和会について考察する際，「満州国」の支配体制の展開に焦点を当てた。鈴木論文にとっては，ファシズム体制の成立は，以下の二つの条件に従属するようである。それは，(i) 国家の支配機構と社会との関係のあり方の転換という点，(ii) 協和会を「満州国」の支配機構の一翼とみなしたうえで，その統一性がいつ達成されたかという点である。そこで，隣保組織の成立が協和会による住民の組織化を徹底させた結果，政治的社会的な強制的同質化が貫徹され，第一の条件が満たされた。一方，二位一体制の成立によって，行政と協和会との間の対立が解消された。これによって，「満州国」支配機構は，一義的な理念によって秩序づけられた統一体になった。したがって，太平洋戦争の開始間もない時期に，「満州国」のファシズム体制は完成したと鈴木論文は示唆する。

岡部論文は，植民地ファシズムを運動と支配機構（＝ファシズム体制）とに区別した。上述したように，岡部論文は満州青年連盟・協和党を民間の自発的なファシズム運動として捉える。1932 年における協和会への再編によって，民間を中心にしたその運動は官製的な組織になったことから，「満州国」支配機構の中で自発的な行動を継続できる余地がなくなったのである。これによって，連盟・協和党が運動として解消された。そこで，1932 年の協和会の成立から早くもファシズム体制は形成されたと岡部論文は指摘した。ただし，鈴木論文と異なり，「満州国」のファシズム体制による民衆の組織化の計画は破綻していたとする。両者の論文とは異なり，平野は「満州国」ファシズム体制論に立ち入っていなかった。平野の理解によれば，被支配民衆の「みせかけの統一」を狙った協和会は，鈴木と岡部の言うファシズム体制が狙う民衆の徹底的な組織化を実際上の課題とはしていなかったのである。

最後の論点は，「満州事変」と「満州国」支配の中における在満日本人協和会関係者の位置づけであった。この時期の実証研究は，「満州」引揚げ者の回想録が描いた協和会関係者の理想的な姿を解体した。

2. 「満州」地方統治研究への展開——1980 年代における協和会研究

1980 年代における協和会研究の歴史的関心は，居留民の政治的運動史研究から「満州国」地方統治研究へという研究領域の移動を経て著しく変化してきた。この協和会研究の変容を理解するため，まず居留民の政治運動史研究がなぜ 80 年代に衰退してきたかを検討しておこう。70 年代から 80 年代にかけて協和会研究の社会的背景はなぜ変貌してきたのだろうか。

第一に，1970 年前後における居留民の政治的運動研究の歴史的前提となった居留民の回想録は，80 年代になって日本社会におけるそのインパクトを低下させたからである。80 年代にも 70 年代と同様に協和会関係者を含め，「満州」引揚げ者の回想録，兵士の体験の記述や引揚げの記録などの出版が続いていた。しかし，本稿で紹介してきた個別研究の蓄積に加え，戦場で行われたルポルタージュなどのジャーナリズムの探究を通じて，植民地体験者，戦争体験者による主観的な歴史的記述が再反論されはじめたのである。他方，ベトナム戦争への反対運動を背景に，帝国主義政策批判の風潮が強まった 60 年代後半に比して，戦争終結から 40 年余が経過した 80 年代には，日本人の戦争認識が変わっていた。すなわち，「戦争の意識は，体験の重みや証言の切実さといった実在の側からという以上に，記憶といった，いわば戦争の再構成の側から感覚されるようにな」った。(31) この新しい事情の中，80 年代に回想録の著者と読者の間で乖離が開いてきた結果，読者側で回想録の衝撃が減ってきたのではないか。この新しい文脈の中，協和会関係者による主観的な歴史的記述が着眼点にならなくなってきた。この点は 80 年代における協和会研究の動向においては重要な意味を持っていた。80 年代には，歴史学界における回想録の比重が著しく低下してきた。問題を設定する際，協和会研究者は回想録を批判の対象として次第に使わなくなってきた。上述したように，70 年代初頭には協和会関係者の回想録と関係者とのヒヤリングが重要な資料としてしばしば利用されていたが，80 年代以降はその利用は著しく減ってきたのである。

第二に，居留民の政治的運動史研究の衰退は，70・80 年代の日本現代史学界の研究領域と研究方法の動向を反映していた。1970 年代における協和会研究と強く関連していた日本ファシズム研究の展開に注目したい。1976 年に伊藤隆「昭和政治史研究への一視角」(32) の発表による，画期的な「ファシズム論争」の登場があった。加藤陽子が指摘したように，ファシズム論争以前の日本ファシズム研究は，ファシズム成立にいたる運動に焦点を当てながら，その政治的機能の分析に着目していた。論争の開始によって，分析はファシズム体制の社会的実態やその制度面について深く解明するようになった。(33) 日本現代史学界の論争の影響を受けて「満州国」研究者も，80 年代には協和会をめぐる

(31) 成田龍一「戦争像の系譜——状況・体験・証言・記憶」倉沢愛子『岩波講座アジア・太平洋戦争』第一巻（岩波書店，2005 年）39 頁。

(32) 伊藤隆「昭和政治史研究への一視角」『思想』624 号（1976 年 6 月）215–227 頁。

運動史研究から「満州国」支配体制史研究に移っていたのではないだろうか。

日本現代史学界の内外で背景が変貌したとともに，80 年代における協和会研究の動向を理解するため，もう一つの事情の変化に注目する必要がある。それは，協和会研究が開始された 70 年代初頭と異なり，80 年代には「満州国」研究による業績が著しく積み重ねられていたことである。成果を蓄積してきた「満州国」支配研究学界の動向は，協和会に対する問題提起を大きく左右してきた。以下，70 年代における「満州」支配研究の動向を協和会研究と関連している課題を重視しつつ，簡単に見ておこう。

70 年代から 80 年代にかけて，中国東北部の経済政策と「満州」経済の変容を課題とした経済政策史研究の水準が大きく上がった。(34) そして経済統制と重工業育成に重点を置いて，「満州」経済の日本帝国全体の中への包摂と植民地経済化をねらった「満州」経済政策の決定過程とその実施過程が次第に明らかにされた。かつこれらの政策による経済統制過程が詳細に検討されるようになった。その中でも重要な位置を占めたのは，「満州産業開発五箇年計画」の決定と実施の過程であった。この過程で「満州」における工業化の進展が見られたとしても，計画に比して実績がともなわなかったと否定的評価が下された。特に後者の論点は，70 年代における「満州国」支配研究者に対して，なぜ経済統制政策が計画通りに実施されなかったかという重要な問題を提示していた。(35)

70 年代における大陸政策史研究の進展にともない，政策史研究が指摘した大陸経済政策の計画と実施との乖離という点に注目して，「満州国」支配機構に関する研究が蓄積された。70 年代初頭に浅田喬二は，帝国主義の植民地に対する経済支配の基礎を，土地，鉄道，金融・財政の三領域の支配に求めるべきだと述べ，「満州国」支配機構に関する研究の課題を設定した。ここで，協和会研究の重要な前提となる，70 年代における「満州国」支配機構研究の主な論点を提示するため，小林英夫による「満州国」の金融・財政政策研究について検討しておこう。(36)

小林の研究は「満州国」の金融政策に焦点を当て，事変前の既存の「満州」金融構造が，いかなる金融政策の展開により，どのような改変を見たのかを検討した。特に，満州金融機構上決定的比重を持つ官銀号及びその付属事業の一つとしての特産大豆収集ならびに農村金融機能を有する糧棧（リャンザン）の改変にポイントを置いた。なぜなら，「満州国」統治機構による糧棧の掌握は，地方

---

(33) 加藤陽子「ファシズム論」『日本歴史』700 号（2006 年 9 月）143–153 頁。

(34) 金子文夫「1970 年代における『満州』研究の状況（I）——日露戦争から満州事変まで」『アジア経済』20 巻 3 号（1979 年 3 月）39–40 頁。

(35) 原朗「1930 年代の満州経済統制政策」満州史研究会編『日本帝国市議下の満州——「満州国」成立前後の経済研究』（御茶の水書房，1972 年），原朗「『満州国』における経済統制政策の展開——満鉄改組と万行成立をめぐって」安藤良雄編『日本経済政策史論』下巻（東京大学出版会，1976 年），小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』（御茶の水書房，1975 年）。

(36) 小林英夫「満州金融機構の再編成過程」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』（御茶の水書房，1972 年）115–211 頁。

統治の貫徹への一つのカギであっただけでなく，経済統制の実施の前提でもあったからである。これらの金融政策によって「満州国」が，通貨金融面での再編を一定程度成功させつつも，流通機構の再編においては，糧桟を統制しきれず，失敗に終わったと小林は評価する。言うまでもなく，「満州国」の産業政策の破綻に対しては，流通機構の再編失敗が，その一つの原因として指摘されていた。

以上のように，1970 年代「満州国」産業政策の計画と実施の乖離に関する議論の発展では，「満州」社会における「満州国」支配機構の浸透度の実態を問題とした。特に，70 年代前半に，「満州国」地方統治を取り扱った研究は，協和会史研究のみであった。これらの研究は，協和会の政治的性格とその機能について考察したが，地方社会における協和会の浸透度，そして地方行政との具体的な関係という課題は取り扱われていなかった。

では，80 年代における協和会研究を検討しておこう。「満州国」支配の全体像を明らかにする作業をめざした浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』[37]が，協和会研究の水準を向上させることに貢献した。浅田・小林編の書物は，「満州」支配を 15 年戦争を中心に検討するが，この研究対象となる時期を，「満州事変」期，日中戦争期，太平洋戦争期に区分する。そして，支配を，軍事，政治，経済に区別して把握する。政治支配は，軍事力の補完的な位置を占め，農村を対象とし，近代的な行政と警察制度の成立を推進したものとして特徴づけられている。

経済支配は農業資源収奪，鉱工業支配，鉄道支配，財政・金融支配の諸側面から構成されている。植民地の最終的な目的である経済支配による「満州」における地方資源の略奪は，地域の徹底的な軍事的政治的支配に基づいて成立していたと浅田・小林編の研究は述べる。

この論文集の特徴は，「満州国」支配の制度的変貌を「満州国」の成立から敗戦にかけて検討し，特に末期に力点を置いた点，そして「満州国」支配の形成の原因のみならず，その崩壊の原因を見出した点にあった。そして，この論文集は，「満州国」支配の変貌を解明する際，反満抗日運動の実態と反満闘争の動向を意識していることによって特徴づけられている。この二つの点は，この論文集における協和会研究にも重要な意味を持っている。

以上の枠組みに基づき，政治支配を分析した風間秀人「第五章　農村行政支配」が協和会をいかに捉えたかを検討しておこう[38]。風間論文は「満州国」地方支配機構の形成過程という課題を取り扱う。この論文が特に課題としたのは，「満州国」による農村における政治的支配の実態把握である。「満州国」はいかなる制度によって農村支配を確保しようとしていたのか，この制度はどこまで実行力を持ちえたのかがこの論文の重要な点となる。大衆動員組織たる協和会の内実がいかなるものであったか，協和会の諸工作が農村支配にとってどのような役割を担っていたのかという課題を扱う。

風間論文は，「満州国」地方支配機構の形成過程を検討し，民国期に導入された地方公共団体の末

---

(37) 浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配――一五年戦争期を中心に』（時潮社，1986 年）。
(38) 同上，257–325 頁

端機構を定めた制度たる「保甲制」から，保甲制の挫折を背景にして 1936 年に導入された地方制度の「街村制」への転換に特徴づけられたことを実証した。この地方行政の展開には，協和会がいかなる位置を占めたのだろうか。「満州国」が統制経済の実施に踏み切った 1938 年以降，総動員の推進主体として活動していた協和会と地方行政組織との関係が密接になったと風間は指摘する。この段階には，住民の動員に関する協和会と地方行政の間の管轄問題が生じていたのである。そこで，1942 年に「満州国政府」は二位一体制の導入によって，協和会機構を一元的に支配しようとした。しかし，30 年代末に，分会制度によって民衆の動員力を拡大してきた協和会は，「満州国」農村支配政策の決定に関しては，著しい影響力を持つようになっていた。そこで，1940 年に協和会が国民隣保組織の計画を「満州国」政府に提示する際，政府はそれを全面的に受け入れたのである。したがって，国民隣保組織の指導によって，協和会は地方統治の中心的な地位を占めるようになったと風間は指摘した。しかし，地方における指導者の不備と中間機関の不備のため，協和会の動員力は限られていた。

風間論文の特徴は，第一に，徹底した資料発掘に基づいていた点である。風間は協和会関係者の回想録を利用せずに，協和会が発行した公式資料とともに，「満州国」民生部，治安部などの資料を積極的に利用した。さらに，『満州評論』，『東亜連盟』，協和会の機関誌である『民族協和』などの雑誌も利用し，それらの二次資料に基づき，地方社会における協和会運動の実態を実証した。

第二に，風間論文は農村レベルでの協和会の活動に焦点を当て，「満州」地方社会における協和会の浸透の度合いという点を議論した。70 年代初頭の研究と同様に，「満州国」支配制度においては，協和会が重要な位置を占めたことを風間は示した。しかし，「満州」社会における協和会の浸透の限界性を主張した風間は，同組織の活動によって「満州国」が「満州」社会を牽引することはできなかったと否定的な評価を下した。

風間論文は，30 年代半ば以降，「満州国」支配機構の中で協和会の比重が著しく拡大してきたという動向を明らかにした。このような協和会の組織的発達が，中国東北部における地方行政機構の歴史的な衰弱と 30 年代前半における「満州国」行政政策の破綻を背景にしていたことを明らかにした点が，風間論文の最大の成果だと思われる。協和会運動の動向を把握する際，70 年代初頭における研究では「満州」居留民を中心にした日本人協和会員の動向も課題としていたが，風間論文は「満州国」支配機構の構造的な変容を重視して，協和会員の主観的な立場をほとんど取り扱わなかった。

3. 「満州」支配研究から「満州国」研究へ——90 年代

本章では，奥村弘と塚瀬進の論文を検討することによって，90 年代における協和会研究の展開を明らかにしたい。前章では，風間論文を 80 年代における協和会研究の到達点として紹介した。風間論文の課題設定の背景としては，「満州国」産業政策の計画と実施の乖離が「満州国」の消滅をもた

らした重要な原因であったとする，1970 年代における満州支配研究の総括的な評価を挙げた。研究者が「満州国」産業政策の破綻を実証したことで，産業政策の挫折の原因に関して考察する際，地方社会における「満州国」統治機構の浸透度を問い始めた。

以上のような認識枠組みのもとで，風間論文は，「満州国」地方支配機構がどの程度農村の地域社会に浸透していたのか，そして地域社会の徹底的な掌握を行うために，支配機構がいかなる制度的な変遷を経たのかを考察課題とした。風間は「満州国」地方統治における協和会の位置づけに重点を置いたのである。

1990 年代における協和会研究は，80 年代において提示された研究課題を継続的に取り扱い，連続性が極めて強いが，「満州国」研究では日本近代国家論で高められた問題意識と研究方法が導入され，「満州国」協和会史をめぐる研究水準の向上が図られた。1990 年代における協和会史研究の展開には，山本有造がリードする「『満州国』の研究」会が重要な位置を占めた。山本は浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』の書評においては，本の批評とともに，今後の「満州国」史研究に関する独自な問題設定を示した。

同書への批判としては，山本は，分析が「満州」重工業基地化構想の形成と崩壊にとどまったこと，「満州国」の政治支配が十分に検討されていないことを取り上げた。このような批判点を踏まえたうえで，「満州国」支配研究が残した論点としては，以下の 3 点を挙げた。すなわち，「『満州国』論は［…］（1）日本帝国主義の「満州」支配がその最終段階において『満州国』という形態をとったことの理由と意味，（2）『満州国』なる特殊国家の編成原理と編成組織，（3）『満州国』形態による『満州』支配の貫徹度とその評価」[39]である。

「『満州国』の研究」会は 1987 年から 1992 年にかけて共同研究を進めた。このグループの一つの特徴は，「満州国」政治支配史は日本近代国家形成論の専門家である山室信一と奥村弘が担当したことにある。本章で明らかになるように，奥村弘が，日本近代国家論で利用した分析方法と問題提起を「満州国」政治支配論に導入することによって，「満州国」政治支配史，協和会史研究を深化させることができた。

奥村弘は幕末～明治期における地方制度の形成過程という問題を取り扱った。戦後における日本近代史学界では，明治日本における地方制度の形成過程は統治権力が受けた外圧的要求によるものであるとの通説が取り上げられていた。この通説に批判的な奥村弘は，近世と近代における地方制度の連続性を取り上げ，さまざまな新しい分析視角を利用していた[40]。第一に，身分制社会の解体過程という視角を入れ，明治前期の地方制度形成過程を，その近世組合村との関係を含めて再検討した。

（39） 山本有造「浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』書評」『アジア経済』28 巻 5 号（1987 年 5 月）91 頁。これらの 3 つの論点は，山本有造編「『満州国』の研究」の序言で提示された。

（40） 奥村弘「近代地方権力と『国民』の形成――明治初年の『公論』を中心に」『歴史学研究』638 号（1992 年 10 月）95–109 頁。

第二に，前近代社会における重層集団が，国民国家の特定領域内部に部分化・領域化されることが，一般的に国民国家形成の不可欠な要素をなすものとして考察した点である。[41] 日本近世・近代以降期に関する議論に影響を受けた奥村は，「『満州国』の研究」会で「満州国」地方統治論を展開した。

前章で紹介した風間論文に対する批判的な立場に着目し，奥村弘は二つの個別の論文に分けて，「満州国」の地方社会編成と協和会の位置を取り扱う。ここでは，これらの論文の成果を検討していきたい。

1990 年の論文では，奥村は街村制という「満州国」全国一律に実施された町村レベルの体系的な地方法制を再検討した。[42] この論文では，街村制の形成過程，制度的特質とその編成原理たる「自治」の論理が分析対象となった。風間論文に対しては，奥村は，三つの点を批判した。第一に，風間論文が「満州国」成立以前の地域社会と「満州国」地域行政との関連を解明していなかった点である。第二に，風間論文と異なり，奥村は，30 年代半ばまでに地域社会における「満州国」機構の深化がある程度遂行されたと評価し，地方機構の制度的な問題を街村制形成の原因としては捉えることができないと指摘した。そこで，街村制の成立を考える場合，異なる形成過程を考察する必要があるとした点である。第三に，風間論文が街村制と日本の町村制との関連性を扱っていなかった点である。以上三つの問題を取り上げた奥村は，「満州国」街村制を考える場合に，「満州国」成立以前から存在していた地方制度形成過程→暫行街村制（旧遼寧省区域に限定），修正「保甲制」（旧吉林省・黒龍江省区域に限定）→街村制という形成過程を提示した。

次に，奥村は制度形態と編成理念というメルクマールに焦点を当て，日本の町村制と「満州国」街村制との特質を検討した。この分析で，奥村は街村制度において，協和会にいかなる役割が要請されていたかを明らかにした。奥村によれば，「満州国」街村制は，日本の町村制を模範として構成された。ただし，街村制では，町村制に規定された役員選出と議会が削除されていた。町村制と街村制との相違点は，理念についてもあった。「満州国」街村制の場合，「自治」制の基本理念は住民の国家への奉仕に求められていた。ただし，「満州国」官僚は，「満州国」へ自発的に奉仕する態度を見せていなかった中国人は自治能力に欠けると認識していた。そこで，「満州国」住民は直ちには地域運営を担えないとされた。これによって，街村制の導入とともに，街村制の育成が必要とされていたことを奥村は明らかにした。具体的に街村を運営する担い手は，協和会会員に要請されていたと奥村は指摘し，制度的なレベルでは，街村制に規定された地方統治制度と協和会との間には補完的有機的な関係があったとした。

「満州国」の形成，街村制の実施を経て，「満州」地域社会がいかに変容したのかという問題を呈示して，奥村はこの論文を結論づけ，一つの地域社会の変容として，大街村主義の実施を挙げた。こ

（41） 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会，2009 年）28 頁。
（42） 奥村弘『「満州国」街村制に関する基礎的考察』『人文学報』66 号（1990 年）15–39 頁。

の制度によって，遼寧省を中心に，街村制における行政村は，旧来の区村制の村を数村合併して設置された。ただし，奥村が指摘したのは，大街村の設置が，張学良政権が課題とした区レベルの行政機構の整備と連続していたということである。すなわち，大街村制の形成過程は，「満州国」以前から始まる新たな地域社会把握に向けた方向性の上にあったと言えよう。ここで，奥村は「満州国」の地方統治機構が，既存の行政機構を土台として形成されていたことを実証した。

次に 1990 年の奥村論文と直接に関連している「第五章　地方統治における満州国協和会の位置——満州国協和会第七次全国連合協議会の分析をとおして[43]」と題された論文を詳細に検討していきたい。前者と同様に，奥村は風間論文に対する批判点を呈示し論文の課題を設定した。上述したように，風間論文は，1939 年の満州国協和会第七次全国連合協議会記録書の分析に基づき，国家総動員法（1938 年）の導入以降，地方行政機構と協和会との間に摩擦が生じたと指摘した。それは，戦時動員の指導をめぐって「満州国」地方行政と協和会には同質の機能が要請されていたからである。

風間は，1940 年に成立した「二位一体制」を，地方統治機構と協和会を有機的に関連づけた制度的な装置として評価した。また，同制度のもとで，地方統治をめぐる協和会の役割が拡大していたとも指摘した。風間論文とは異なり，30 年代後半における「満州国」地方統治機構の展開をめぐって，奥村は街村制に関する論文の成果に基づき新たな捉え方を呈示した。奥村は，1936 年に決定された街村制のもとで，地方行政機構と協和会が相互癒着関係を持つようになったことをすでに実証していた。この研究成果に基づき，奥村は，両者の間の摩擦の要因を改めて検討する必要があると指摘した。

前者の論文と同様に，この論文でも奥村は，「満州国」統治機構が持つ社会編成原理という問題について改めて考察した。ただし，この論文の主な課題は，街村制導入以降の地方行政機構における協和会の位置がいかに変化したかにある。奥村は満州国協和会第七次全国連合協議会で交わされた協和会関係者と「満州国」官吏との間の議論を再検討した。そして，全国連合協議会における最大の論点となった新経済倫理化運動と，同運動発展の条件に位置づけられた協和会の法制化は，この論文の中心的な課題となる。次に，協和会の法制化に関する議論の背景を解明するため，奥村は戦時経済統制化以降における「満州国」地域把握の実態がいかに変化していたかという点，そしてそれに対する協和会の対応を検討した。最後に，全国連合協議会の際に議論された課題に対処しようとした「二位一体制」の意味を再検討した。

では，1939 年における全国連合協議会での議論はいかなる特質を持っていたのだろうか。全国連合協議会とは，1935 年以降における，県旗・市・省・全国の各級で行われていた協和会の協議機構のことであった。風間論文と同様に，1939 年における第七次全国連合協議会では，協和会と政府との間の緊張感がはっきり現れてきたと奥村も指摘した。全国連合協議会での協和会関係者の提案か

（43） 山本有造編『「満洲国」の研究 』（緑蔭書房，1995 年）157–189 頁

ら，30 年代後半において協議会が，統制経済の遂行を背景にした住民の苦難という課題に対処しなければならなかったことが鮮明に表面化した。議論の中では，農作物流通統制の政策についての提案が特に印象的であったと奥村は述べた。流通統制に関する議論の場合，協和会の地方機構の代表者は農作物の公定価格の引上げを要求した農民へいかに対応すべきかという点が最大の問題であった。そこで，経済統制政策を円滑に遂行させるため，協和会側は新経済倫理化運動の設立を提起した。この運動は，「満州国」の経済的目的を住民の生活圏までに及ぼすものであった。さらに，同運動の具体的な活動に関しても議論されていた。戦時統制期における苦難に対しては，住民に「歯を食いしばって我慢」しうるような精神を育成させるためには，協和会による組織化の強化が不可欠であった。これによって，住民の苦難の問題に限っては，協和会の議論が「満州国」の経済政策の枠組みの中に位置づけられていたと奥村は述べた。

以上のように特徴づけられていた新経済倫理化運動の提案の背景には，街村制形成以降における協和会分会の地方運営機能の破綻があった。一方，精神動員による協和会の住民組織化の活動は事実上限界を見せた。それと同時に，分会に期待された地方運営機能は，興農合作社の基礎単位である興農会の活動に脅かされていたと奥村は指摘した。農業合作社たる興農合作社は，農事改良，増産運動などの農民の物的な基礎に基づき農民の組織化を行い，「満州国」の戦時経済政策を農民自身の能動性によって実現させようとした。これによって，街村制形成以降，協和会に期待されていた機能が事実上大きく縮小された。以上の状況の中，協和会は新経済倫理化運動を提起するとともに，同運動を可能にする条件を確立する必要があった。そこで，全国連合協議会では，地域社会の把握が事実上の限界に達していた協和会が新経済倫理化運動を引き起こすために，第一に住民の訓練と組織化を協和会が独占する提案，第二に国政上の役割を担うための法的な位置づけを協和会に与える提案を強く支持していた。

ここで，風間論文と同様に，奥村は第七次全国連合協議会では，「満州国」地方社会編成の制度的な形態が議論の対象となり，さらに以下に記述するように，両者の研究でも，同議論が地方社会編成の展開に対しては重要な意味を持っていたと評価した。奥村は，以上のような協和会側の提案が，戦時体制下における住民の苦難への対策のみならず，制度面では街村制に規定されていた地方統治機構における協和会の位置を保護する意味も有していたことを鮮やかに実証した。次に，全国連合協議会において「満州国」政府がその提案に対していかに対応していたか，そして全国連合協議会での議論の結果でもある 1940 年における地方統治政策に対する奥村の評価は，風間論文とは大幅に異なる。全国連合協議会では「満州国」官僚が，住民の精神育成の実施に限っては，協和会に中心的な機能を認めたが，精神動員の範囲以外についてはいずれの制度的な改革も否定し，両提案に対しても対立的な立場を見せたことを奥村は実証した。では，第七次全国連合協議会でこのように激化した地方統治をめぐる政府と協和会との対立は，いかなる政策を導いたのであろうか。そして，その政策は地方統治機構における協和会の地位に対して，いかなる意味を持っていたのだろうか。奥

村は国民隣保組織，二位一体制の政策を，その論理に焦点を当てて検討した。隣保組織は協和会の規制によって排除され，協和会が期待した地方運営機能の独占化が回避された。次に，政府と協和会の二位一体制の名目のもとで，協和会の大規模な人事異動が行われた。これによって，「満州国」官吏は協和会中央本部の機能を著しく縮小させた。そして，街村レベルでは，二位一体制のもとで，協和会員である街村長が隣保組織の中核とされるようになった。ようするに，二位一体制の政策は，第七次全国連合協議会での協和会の提案を事実上否定したのみならず，協和会自体は事実上政府に吸収されることになったと奥村は指摘したのであった。

上述したように，奥村の課題設定は，風間論文への批判が意図されていたが，問題関心に限ってみれば，奥村論文と風間論文との間には連続性が強く感じられる。第一に，両者とも，「満州国」建国前後期を取り扱わず，協和会の歴史的展開を 30 年代半ばから検討した。第二に，地域社会における協和会の活動の具体的な内容，そしてその活動に対する協和会員の姿勢よりも，地方制度における協和会の位置づけに焦点を当てた。奥村が執筆した二つの論文は，風間論文の成果を踏まえ，協和会研究の進展に大きく貢献した。ここで，奥村論文について二点を特に評価したい。まず，町村制と比較し，街村制の制度的特徴を検討することは重要な分析方法である。街村制度についての考察によって，日本帝国における被支配民族の法律上における差別的な扱いを具体的に描写した点を評価したい。もう一つの成果が，第七次全国連合協議会での地方機構の再編に関する議論の検討によって，30 年代後半において「満州国」行政機構の官吏の間では，地域社会の再編原理に関して対立的な意見が存在していたことを明らかにした点である。さらに，風間論文とは異なり，協和会員が支持した提案が，いかに地方社会における統治機関の浸透度を高めるかという問題よりも，協和会は街村制度における中心的な位置づけをいかに維持するかというセクショナリズムの問題のもとで設定されたという点を，奥村が解明したことである。

上述したように，「『満州国』の研究」会をリードした山本は，被支配民族の帝国主義的な略奪を可能とした植民地支配の経済的な基盤を解明するとともに，「満州国」の政治的な支配基盤を検討する必要性を主張した。そして，「満州国」統治機構の再編原理と組織の特徴，その浸透度の度合いという課題を提示した。これらの問題を取り扱った奥村は，「満州国」地方制度における協和会の位置づけを解明した。そのうえ，地方制度の特徴としては，「満州国」地方機構の形成過程が「満州国」設立以前における地域機構のあり方，そして「満州国」支配機構のセクショナリズムという要素にも著しく束縛されていたことを明らかにした。

一方で，奥村論文は協和会に関していくつかの課題を残した。奥村が指摘したように，協和会に関する議論はその制度的な特徴と理念レベルに限られていた。協和会による活動の実態に関しては不明な点が多い。第一に，二位一体制の決定後において，制度面では協和会は「満州国」政府に吸収されたが，このことが 40 年代の地方社会における協和会の実践的な活動においていかなる意義を有していたのかが不明な点である。第二に，第七次全国連合協議会での公定価格に関する議論に

は，協和会中央本部関係者と協和会の組織末端の代表者との間では，対立的な立場が表面化したことを奥村は示唆した。奥村論文では，協和会の地方機構の代表者は，中国人の農民の要求に対して譲歩するような態度を見せたようである。植民地期中国東北部における地域政治の実像を解明することに重要な意味を持つこの課題を，今後さらに深化させる必要がある。

最後に，「満州国」統治機構をめぐる塚瀬進の論文を簡単に検討したい[44]。塚瀬は「『満州国』の研究」会による成果を評価したが，奥村弘も指摘したように，その問題設定には「満州国」統治下の地域社会がどのような変容を遂げたかという，植民地研究における重要な課題を十分に取り扱っていないという問題を挙げた。この論文は，40 年代に焦点を当て，「満州国」が推進していた統治政策がどのようなもので，それらは「満州」社会をどこまで包摂していたかという問題を提起した。課題は，第一にどのような統治機構が組織され「満州」社会を統治しようとしていたのか，第二に 1940 年代における統制経済の実施状況，第三に「満州」社会が「満州国」統治政策をどのように受けとめていたかという点である。

塚瀬論文はまず 30 年代後半における「満州国」統治機構の動向を検討した。制度の面では，総務庁が行政機構の人事，予算の決定権，国家運営の企画立案についての権限を獲得した過程を検討し，総務庁が中心となった行政機構の中央集権化の動向を明らかにした。それに組織の面では，各機関における人事構成を検討したうえで，中央政府，各省公署レベルでは，日本人官僚の人数が非日本人の官僚の人数を大幅に上回るようになったことを明らかにした。塚瀬はこのような官僚構成の傾向を県公署レベルでも確認したが，県公署における漢民族官僚の比率は他機関より高かったとする。

ただ，「満州国」統治機構の末端では状況が異なっていたと塚瀬は指摘した。行政機構の末端たる屯の場合，30 年代後半においては，地方有力者に対する行政機構の依存度が高かった。それに，地域社会の動員を担当する協和会会員の場合，塚瀬は協和会会員の人数の動向と民族別構成を検討したが，30 年代後半においては漢民族の会員数が増加していたものの，民族別の組織率は在満日本人が最大であったことを明らかにした。そこで，協和会による被支配民族の動員力に対しては塚瀬は疑問を呈した。

以上のように，塚瀬論文によれば，統治機構の制度と組織の再編によって，30 年代後半に「満州国」は統治機構の指導力を上げようとした。しかし，その目的は達成できなかったため，40 年代に「満州国」は改めて統治機構の再編を進めなければならなかった。そこで，農村部を中心にして行政，協和会，合作社の一体化を狙った「三位一体制」と，都市部では隣保組織導入を規定した 1941 年の統治機構の改革が行われた。

次に，塚瀬論文は「満州国」統制経済の政策展開を検討した。「満州国」建国当初から，「満州経

---

(44) 塚瀬進「1940 年における満州国統治の社会への浸透」『アジア経済』39 巻 7 号（1998 年 7 月）2–21 頁。

済建設要綱」（1933 年 3 月発表）に示された根本方針のもとで，「満州国」経済の統制が想定されていたが，その実施は，日中戦争が勃発した 1937 年から本格的に始まったと塚瀬は述べた。30 年代後半に，多数の統制法が制定され，これによって軍需品だけでなく生活必需品も統制下に置かれていた。これと同時に，農産物流通を含めて流通機構を統治する特殊会社が設立された。30 年代末に「満州国」住民の日常生活に身近な消費財や農産物が統制下に置かれたのであった。

以上のような「満州国」経済の統制化が進められた 40 年代には，「満州国」行政力はいかなるものだったのだろうか。塚瀬は，40 年代における闇経済の拡大，漢民族における銀行貯金残高の減少と「満州国」国債購入の停滞などから，「満州」社会における「満州国」統治機構の浸透度の限界性を実証した。最後に塚瀬は，40 年代に整備された「満州国」戦時体制期に，経済活動を強く統制しようとした戦時期の経済制度を住民がどれほど理解し，「満州国」に対してどの程度協力的な姿勢を見せたのだろうかという問題を提示し，都市と農村に分けて経済統制の実態を検討した。

都市部における経済統制の実態を把握するため，塚瀬論文は，配給機構の状況と漢民族の商人の動向を検討した。生活必需品の配給円滑化が最大の課題となった 40 年代に，「満州国」官吏は都市における配給機構として隣保組織を利用していた。しかし，非日本人住民が隣保組織を理解できなかったので，必需品の配給を実施するために協和会の協力が不可欠となった。他方，戦時体制が深まっていく中，漢民族の商人を含め，「満州国」による商人の経済活動の統制が必要になった。それは，第一に，商店が配給機構に組み込まれるとともに同機構の重要な位置を占めるようになったこと，第二に，地方都市における工業化の復興のため，流通資本をはじめとした土着資本の統制が重視されたことに起因した。

では，漢民族の商人はいかなる動向を見せたのだろうか。都市部における配給制度の導入によって，商人たちの活動範囲が縮小したとともに，闇経済の勢力が拡大してきたことを塚瀬は実証した。そして，都市部では，被支配民族の経済活動の統制が著しい限界を見せたことを指摘した。

40 年代の農村部では，行政，協和会，合作社の「三位一体」的機構を通じて，農作物の流通統制を実施することが最大の課題であった。その一方で，人材の不足，戦時体制下の生活が困窮した農民の反抗により，経済統制の実施は地方有力者と警察力の動員に依存せざるを得なくなり，破綻を迎えた。

以上の成果を踏まえ，40 年代後半においては農産物と戦略物資を重視した「満州国」経済統制の政策は，実施過程において著しい限界を見せたと塚瀬論文は結論づけた。経済統制の実施が挫折したことは，地域社会における統治機構の掌握が不十分であった点と，被支配民族側が戦時体制を理解しにくく，場合によって抵抗したことによると塚瀬は指摘した。

以上のような「満州国」統治支配の実態に対する総括的な評価に限っては，塚瀬論文は本稿で紹介した風間論文の結論と大きく相違しないだろう。しかし，塚瀬論文は，いくつかの点で「満州国」統治研究の水準を引き上げた。第一に，第二章で紹介したように，浅田喬二・小林英夫編『日本帝

国主義の満州支配——十五年戦争期を中心に』では，編者は30年代後半における「満州国」統治機構の再編と経済統制の政策展開という二つの課題を，それぞれの個別の論文で検討した。塚瀬論文は，「満州国」統治機構の再編を経済統制化の中に位置づけ，それぞれの政策展開の密接な関連を明らかにした。

第二に，塚瀬論文は地方社会における「満州国」統治機構の課題を都市部と農村部に分けて検討した。この分析視角によって「満州国」の統治機構の形態と地域社会におけるその浸透度が都市と農村では異なっていたことを明らかにした。

第三に，「満州国」統治機構による地域社会の掌握について，風間秀人による糧桟の商業活動に関する研究の問題意識を踏まえ，被支配民族の社会事情と動向を，統制経済の実施過程における重要な条件として位置づけた。

「満州国」統治機構の浸透度の再検討，中国東北部現代史における「満州国」支配の意味に関する考察という点では，この論文は山本有造が提示した「満州国」研究の問題関心とは類似性があると言えよう。

おわりに

協和会史研究は1970年代初頭から90年代にかけていかなる成果を上げ，それぞれの潮流の特徴はいかなるものであったか。行論で明らかにしたように協和会史研究は政治思想史・運動史から，「満州国」地方制度の形成史を経て，「満州国」地方支配における編成原理を取り扱った研究へと展開した。草創期の協和会史研究では，「満州国」の成立過程における民間の在満日本人の役割の究明を主要な課題としていたが，日本植民地史研究の展開に呼応し，協和会の組織的な特徴と協和会の役割に総括的な評価を下すことを重視しつつあった。1970年代から80年代にかけて，「満州国」における産業政策の実態に関する議論の展開と密接に関係し，「満州国」の地方統治にも焦点が当てられた。そこで，80年代の協和会史研究は，「満州国」地方統治における協和会の制度的な位置を検討するようになった。また，90年代には日本近代史を専攻する奥村弘が，日本近代国家形成における地方自治制の機能に焦点を当てた明治地方自治制研究の成果との比較史的視点から協和会研究を位置づけ，興味深い成果を出した。

しかし，朝鮮近現代史学界が呈した植民地政治の仮説を踏まえた場合には，協和会をめぐる論文をいかに評価すべきだろうか。まず，被統治者の主体性を検討するのは重要な論点であろう。上述したように，朝鮮近現代史学界では，植民地社会における規律訓練的な装置による「近代主体」の形成，または植民地支配機関と民衆との「不平等かつ不均等でありながらも，多様な交渉の回路」の検討が行われたが，両者の研究潮流にも被統治者の主体性が重要な論点となる。本稿で紹介した協和会史研究は，協和会の会員の位置づけと動向を議論の枠組みに入れていたとは言えないだろう。70

年代初頭には，協和会の設立期を中心とした研究が進展し，日本人設立者の思想，社会的な地位が議論されていたが，設立期以降における日本人の協和会会員の動向についてはあまり注目されてこなかった。また，非日本人の協和会員の動向は，ほとんど検討されてこなかったと言えるであろう。こうした中で唯一平野健一郎は，植民地下における「満州」の社会的政治的亀裂に触れたうえで，民族間の緊張が高まる中，協和会の真の目的が政治的安定にあったことを指摘した。これによって平野論文は，非日本人も含む協和会員の利害に対応して協和会の活動を検討したが，その考察は抽象的なレベルに留まった。

他方，奥村論文が示唆しているように，資料としてすでに知られている満州国協和会全国連合協議会記録書に対する慎重な分析からは，植民地政府と地域社会のエリートとの交渉を鮮やかに描き出すことができる。そこで，連合協議会記録書をはじめ，協和会関係の資料の慎重な分析と新たな資料発掘に基づき，協和会史を再検討する必要がある。連合協議会記録は，その地域格差を含めて協和会の組織的な現状を明らかにすることができるうえに，同組織の末端がいかなる戦略を通じて被統治者の会員に対応していたのかという課題も解明することができよう。

例えば，後者の点に関しては 1935 年に開催された協和会の延吉県連合協議会の記録は興味深い。延吉県は朝鮮人開拓者が多い間島省にあるが，この地域では協和会運動の会員数が比較的に少ないことを背景に，協和会の組織的末端たる分会をいかに強化すべきかが課題となっていた。この問題について，延吉県の分会代表は以下のように言う。「分会ノ内容ヲ充実スルコトヲ先ズ組織ノ完備ヲ期シ，［…］次ギニ経済方面ニ就テハ今ノ現勢ヲ見レバ会員カラ会費ヲ取レババカリデ何等興ウル利益ガナイ為会内容ガ充実シテ行カス結果トナルト思ウ。会員ニ対シ何等カノ利権ノ如キヲ与ウレバ自然ニ自発的ニヨクナッテ行ク訳デアル，［…］協和会ニ入ルコトハ喜バヌ，故ニ満州国利権ヲ何等カノ方法ニ依リ興ヘル，満州国ノ精神指導機関アレバ協和会ノ功労アルモノハアルイハ官吏推薦権ヲ興エルトカ何トカノ隠典ヲ与ウル，斯クシサエスレバ経済問題ハ明ラカニ解決サレルモノト思ウ」[45]。協和会末端を強化するための条件として分会代表は，「経済問題」の解決をはじめ，協和会による会員の「利益」を慎重に取り扱うことを挙げた。このような主張はどの程度協和会の活動に影響力があったのだろうか。言い換えれば，植民地期朝鮮の地方機関のように，協和会も「不平等かつ不均等でありながらも，多様な交渉」の場として機能していたのだろうか。この問題に関しては，協和会の機関誌『協和運動』にも掲載されている協和会運動に関する実態調査報告書は重要な資料となる。例えば，間島省における「開拓地の土地紛争問題経過報告」[46]は協和会による紛争調停の活動が詳細に記録されている。報告書からは，1938 年 4 月に王清県南城子部落で入植した 54 戸の朝鮮人の生活安定化を目的に特殊会社・満鮮拓植会社が同農村で公益用の国有土地を含む広大な土地を購

（45） 満州国協和会間島省事務局『第一回延吉県連合協議会議事録　康徳二年度十一月二，三日』（1935 年）71 頁。

（46）「開拓地の土地紛争問題経過報告」『協和運動』第一巻第一号（1939 年 9 月）138–147 頁。

入したことがわかる。しかし，同年の夏に洪水による深刻な被害を受けた農民は，拓殖会社が購入した土地の開拓民への再分配の阻止を申請して，協和会王清県本部に陳情したのである。この陳情を受けて協和会王清県本部は，農民の生活状態と現地における可耕地の面積に関する調査を行った。調査の結果に基づき，王清県公署は可耕地の面積が予想外に極めて少なく，そして「既住民その儘同部落にて安定せしむる」という理由に基づき，朝鮮人開拓民を「渡満本来の趣旨に副はしむ可く他地域に移転」[47]するように 1939 年 6 月に決定した。

以上の事例では，協和会の実態調査報告書の批判的な分析を通じて，協和会が植民地機関と被統治者との間に「交渉の回路」を構築することができた場面もあったことがわかる。それならば，いかなる過程によって，いかなる空間的・時間的な状態でその機能を果たしえたかという論点の究明は重要な課題となろう。

最後に，「満州支配」における協和会の活動は，「満州国」の政策実施過程に関してはいかなる意味を持っていたのかについても検討されるべきである。その際，今後の協和会史研究は，植民地「満州」の社会経済的な構造の中に協和会を位置づけたうえで，その組織の実態と機能を改めて検討する必要があろう。

（経済学研究科後期博士課程）

（47） 同上，146 頁。